

令和4年9月市議会定例会議案件名

- 議案第96号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第97号 白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第98号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第99号 白河市ケアラー支援の推進に関する条例
- 議案第100号 白河市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 議案第101号 白河市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
- 議案第102号 動産の取得について
- 議案第103号 白河市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第104号 令和3年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第105号 令和3年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第106号 令和3年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第107号 令和3年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第108号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第109号 令和4年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第110号 令和4年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第111号 令和4年度白河市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第112号 令和4年度白河市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 令和4年度白河市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第114号 令和4年度白河市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 報告第8号 令和3年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和4年9月市議会定例会議案要旨

- 議案第96号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第5号）
歳入歳出補正総額は74,816千円増額となり、歳入歳出予算総額は29,475,172千円となりました。
款別補正の内訳は、次のとおりであります。
歳入については、国庫支出金58,889千円、県支出金15,927千円をそれぞれ増額補正するものであります。
歳出については、民生費74,816千円を増額補正するものであります。
歳出補正は次のとおりです。
白河市物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業 74,816千円
- 議案第97号 白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、柔軟な取得を可能とするため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第98号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
過疎地域に指定されたことに伴い、固定資産税の課税免除の区域、期間、業種等を規定するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第99号 白河市ケアラー支援の推進に関する条例
ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的に、この条例を制定するものであります。
- 議案第100号 白河市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第101号 白河市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
白河中央中学校と五箇中学校の統合に伴い、五箇中学校を廃校するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第102号 動産の取得について
白河第二中学校で使用する椅子等の備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第103号 白河市過疎地域持続的発展計画の策定について
白河市過疎地域持続的発展計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第104号 令和3年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法

第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第105号 令和3年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度白河市水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和3年度白河市水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

議案第106号 令和3年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度白河市工業用水道事業会計の決算を議会の認定に付するものであります。

議案第107号 令和3年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度白河市下水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和3年度白河市下水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

議案第108号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第6号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は3,071,472千円増額となり、歳入歳出予算総額は32,546,644千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、地方特例交付金9,227千円、地方交付税68,366千円、国庫支出金563,040千円、県支出金32,450千円、寄附金300千円、繰入金645,441千円、繰越金1,736,987千円、諸収入1,861千円、市債13,800千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、議会費499千円、総務費1,245,041千円、民生費161,755千円、衛生費378,179千円、農林水産業費155,779千円、商工費182,932千円、土木費190,003千円、消防費2,575千円、教育費100,312千円、公債費654,397千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

財政調整基金積立金	900,000千円
公共施設等整備基金積立金	297,125千円
新型コロナウイルス感染症予防対策事業	365,112千円
農業用施設維持管理事業	35,000千円
農業用施設整備"結"支援事業	15,000千円
緊急浚渫推進事業（農業用ため池）	65,000千円

商工業振興対策事業	181,665千円
（仮称）物産交流センター整備事業	11,478千円
来て「しらかわ」住宅取得支援事業	14,445千円
道路維持管理事業	73,300千円
単独公共道路改良事業	16,100千円
小学校施設管理費	34,250千円
幼稚園施設管理費	19,724千円
長期債償還元金	654,397千円

(2) 繰越明許費

翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

(3) 地方債の補正

事業の変更に伴い、地方債の限度額の変更をするものであります。

議案第109号 令和4年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は35,527千円減額となり、歳入歳出予算総額は5,661,563千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金117,875千円を増額補正し、国民健康保険税21,892千円、繰入金131,510千円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出については、保健事業費36千円、諸支出金357千円をそれぞれ増額補正し、総務費3,348千円、国民健康保険事業費納付金32,572千円をそれぞれ減額補正するものであります。

議案第110号 令和4年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は3,609千円増額となり、歳入歳出予算総額は685,001千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金3,609千円を増額補正するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金3,609千円を増額補正するものであります。

議案第111号 令和4年度白河市介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は205,173千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,002,672千円となりました。

款別補正の歳入については、国庫支出金44千円、繰入金3,484千円、繰越金201,645千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費1,300千円、地域支援事業費34千円、基金積立金136,196千円、諸支出金67,643千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第112号 令和4年度白河市水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 業務の予定量の補正

主な建設事業の概要、改良費を796,035千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益528千円を減額補正し、その総額として水道事業収益1,258,394千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用11,417千円を増額補正し、その総額として水道事業費用1,229,249千円を予定するものであります。

(4) 資本的収入の補正

他会計補助金120千円を減額補正し、その総額として資本的収入451,271千円を予定するものであります。

(5) 資本的支出の補正

建設改良費3,107千円を減額補正、返還金450千円を増額補正し、その総額として資本的支出1,071,904千円を予定するものであります。

(6) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(7) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を133,897千円に改めるものであります。

(8) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を31,331千円、下水道事業会計からの補助金を5,388千円にそれぞれ改めるものであります。

議案第113号 令和4年度白河市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 収益的収入の補正

工水営業外収益281千円を増額補正し、その総額として工業用水道事業収益58,178千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

工水営業費用281千円を増額補正し、その総額として工業用水道事業費用58,178千円を予定するものであります。

(3) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を82,818千円に改めるものであります。

議案第114号 令和4年度白河市下水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 収益的収入の補正

営業外収益33,638千円を増額補正し、その総額として下水道事業収益2,376,106千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用 33,638千円を増額補正し、その総額として下水道事業費用 2,373,358千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計補助金 4,423千円を増額補正し、その総額として資本的収入 1,706,650千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 4,423千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1,828,162千円を予定するものであります。

(5) 債務負担行為の補正

事業の追加に伴い、債務負担行為を追加するものであります。

(6) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 92,231千円に改めるものであります。

(7) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を 1,343,394千円に改めるものであります。

報告第 7 号 専決処分の報告について

市道の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 8 号 令和3年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和3年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。